

「学校の新しい生活様式」に対応した
桐生市立学校教育活動マニュアル (改訂第2版)

桐生市教育委員会



キノピー

地域の感染状況に応じて感染リスクを低減する工夫をしながら、
子どもたちにとって必要な教育活動を進めていきましょう！

■はじめに

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染者が増加傾向にあり、群馬県、桐生市においても同様の傾向にあります。この状況を受け、群馬県では8月15日から警戒度を1から2に引き上げました。学校においても、全国で6月1日から8月31日までの間に、児童生徒1,166人、教職員194人の感染者が報告されており、群馬県でも数名の児童生徒の感染がありました。群馬県立学校では通常登校、部活動も継続との方針であり、現在の状況では、桐生市立学校も、この方針にそって教育活動を進めていくことにしています。

9月3日改訂の文部科学省『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～ Ver. 4』においては、これまでの事例を分析し、今後も地域の感染状況に応じ、「新しい生活様式」を導入した対策を継続していくことが必要であるとしています。

一方で、家庭内感染から児童生徒や教職員が感染するケースが増えていることから、「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」といった基本的な感染症対策を家庭と連携して行っていくことがさらに重要と考えられます。

今後の状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については、まだまだ長期的な対応が見込まれる状況です。また、現状では感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、地域の感染状況等を見極めながら、日常における必要な対策を講じていくこと、諸行事等の実施について配慮していくこと、さらには、学校関係者の感染が確認された場合の対応等について共通理解しておくことが求められています。

本マニュアルは、6月に作成した「学校の新しい生活様式」に対応した桐生市立学校教育活動マニュアルを、現在の地域の感染状況を踏まえ、文部科学省『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～ Ver. 4』を参照して、一部改訂した

ものです。

各学校では、本マニュアルを参考に、各学校の実情に応じて感染防止対策を講じていきます。

■基本方針

- 桐生市においては、**県の警戒度の引き上げはあったものの、改訂された『社会経済活動再開に向けたガイドライン』を参考に、文部科学省『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～ Ver. 4』における行動基準により、適切な感染防止対策を講じながら教育活動を実施することを基本方針とする。**
- 各学校では、感染症対策の3つのポイントである「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」を踏まえ、児童生徒、家族、教職員の健康観察の徹底、手洗いや咳エチケットなどの徹底、運動や各行事をはじめとしたバランスのとれた教育活動の実施や児童生徒の心身のケア、家庭での栄養や睡眠等の配慮などを重点とした取組を行う。
- 各学校での環境整備だけでなく、児童生徒が自ら「新しい生活様式」の実践について、熱中症をはじめとした他の様々な健康・安全への対応も含めて理解し、考え判断し、実践できるよう指導していく。
- 各学校では、本マニュアルで示した対応を基本とし、学校規模等の実情に応じた対策について、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等に相談し助言を受けるなど、連携して対応する。
- 地域の感染状況の変化等があった場合は、市対策本部に諮り、その後の対応を協議する。

■学校の対応

登下校時

- 教室に入る前に、石けんでの手洗いを実施する。
- 登校後、家庭での検温の状況について確認を行い、発熱の状況を含め、児童生徒一人一人の健康観察をする。
 - ※発熱の目安は、37度以上又は平熱+0.5度とする。
- 「健康観察カード」忘れ等で体調の確認ができない場合は、別室等で検温及び健康観察を行う。
- 登校直後を含め、学校内で発熱がある児童生徒や平熱でも体調のすぐれない児童生徒については、家庭に連絡して早退させ、翌日から出席停止扱いとし、症状がなくなるまで自宅で休養させる。その際、他の者との接触を可能な限り避けられるよう配慮する。
- 始業前にマスクの所持について確認する。
 - ※所持していない場合は、学校備蓄のマスクで対応する。
 - ※登下校時は、適切な身体的距離がとれれば着用しなくてもよい。

学校生活で

- 手洗いの6つのタイミング（「外から教室に入るとき」「咳やくしゃみ、鼻をかんだとき」「給食の前後」「掃除の後」「トイレの後」「共有のものを触ったとき」）について、必ず石けんで手洗いを実施するよう指導する。
- トイレや手洗い場の密を避けるために、学級ごとに利用する時間をずらす、待機場所に目印を付けるなどの工夫をする。
- マスクは、登下校時や体育での運動場面などを除いて、着用を原則とするが、十分な身体的距離が確保できる場合や熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合、児童生徒が息苦しさを覚えた場合などは、マスクを着用しなくてもよい。マスクを着用していない場合は、咳エチケットの徹底が必要であることを指導する。

（衛生管理マニュアルP.39～41、52参照）

- 熱中症予防の観点から、飲み物を持参させ、こまめな水分補給を促す。
- 手すりやドアノブ、スイッチ等、児童生徒が多く使用する場所は、1日に1回は消毒をする。**(衛生管理マニュアルP.28～30参照)**

授業中には

- 教室では、常時換気を行う。エアコン使用時についても、1時間に1回以上の2方向換気を行う。
- 教室での座席については、できる範囲で間隔をとるようにする。
- 授業中、教師はマスクを着用するなどの飛沫防止策を講じる。
- 以下のような学習活動についても、適切な感染防止対策を行った上で、各校の状況に合わせて可能な範囲で実施する。
 - ・各教科で行う「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワークなど、近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・図画工作、美術における「児童生徒が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理などの実習」
 - ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- 体育の授業における配慮
 - ・当面の間、熱中症に注意しながら、可能な限り屋外で実施する。
 - ・体育館など屋内で実施する場合には、換気を十分行い、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
 - ・体育の授業においては、運動中のマスクの着用は要しないが、児童生徒の間隔をとるなどの感染防止対策を行う。

給食時には

- 学校給食を実施するにあたっては「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を徹底する。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員については、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄（または消毒）したか等、給食当番が可能であるかを毎日点検する。配膳時は必ずマスクを着用する。
- 給食の前後には、石けんによる手洗いを実施する。
- 配膳前には配膳台の消毒を行うとともに、児童生徒はナプキン等を敷いて食べるようにする。
- トングやお玉などの使用に際して、食品に直接触れる箇所は触らないよう十分注意する。触れてしまった場合には、食品に触れる前に洗浄する。

保健室における対応

- 3密の状態が発生しないよう留意する。
- 複数の児童生徒が利用する場合は、それぞれが接することのないよう、お互いの距離を空けたり、カーテンやついたての利用などの工夫をする。
- 保健室から教室へ戻る前には、必ず石けんによる手洗いをを行う。
- 体調不良の児童生徒を帰宅させる際、保護者の迎えを待つ間は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう工夫する。

その他

- 感染が心配で登校を控えさせたいと相談があった場合は、まずは保護者から事情をよく聴取し、学校で講じる感染防止対策について十分に説明する。
そのうえで、保護者の不安がある場合は、指導要録上「出停・忌引等」として記録し、欠席とはしない。ただし、地域の感染状況や県の警戒度に変化があれば再検討することとする。
- 外来者には、マスクの着用、玄関での手指消毒、検温を求める。

学校行事等は

- 児童生徒が一斉に集まるような場面や集会等の実施については、身体的距離をとる、内容を変更して実施するなど、感染防止の工夫をした上で実施する。
- 学校行事については、実施時期（準備期間を含む）の状況、各行事の特性等に応じた感染防止対策を講じた上で実施（縮小実施も含む）、難しい場合は延期又は中止とすることを原則に判断する。
- 授業参観や保護者会を実施する場合は、感染防止対策を講じた上で、各校の状況に応じて、分散などの工夫をして実施する。
- 身体測定や各種検診は、学校医、学校歯科医と相談し、実施の時期や実施方法を確認する。特に、検診場所に一度に多くの児童生徒を入れない、検診器具の消毒を徹底するなどの対応をする。

清掃活動について

- 清掃については、換気を行いながら、マスクを着用した上で行う。また、ほうきなど共用の道具を使用することが多いため、清掃終了後には、必ず石けんによる手洗いをする。
- ゴミの処理については、当番の児童生徒が、他の児童生徒が捨てたゴミに直接触れないように配慮する。

＝参考（衛生管理マニュアルP.28～31より）＝

【清掃・消毒】

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。このため、下記の「◎普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常のコソ清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにしましょう。これらは、通常のコソ清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えないと考えます。また、スクール・サポート・スタッフや地域学校協働本部による支援等、地域の協力を得て実施することも考えら

れます。

上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要ですが、実施する場合には、極力、教員ではなく、外部人材の活用や業務委託を行うことによって、各学校における教員の負担軽減を図ることが重要です。学校の設置者及び学校長は、消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、下記の「◎普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ過度な消毒とならないよう、十分な配慮が必要です。

◎普段の清掃・消毒のポイント

- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認します。
- ・床は、通常のコソバ活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はありません。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ありませんが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられます。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能です。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコソバ活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。
- ・器具、用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導します。

部活動等について

■部活動については、可能な限り感染防止対策を講じ、以下の点に十分配慮して実施する。

□生徒の健康・安全確保のため、指導者がついて指導するなど、活動状況を必ず確認する。

□活動時間については、部活動方針に定める時間の範囲内で、状況によっては短時間にするなど、生徒の健康・安全や感染防止に配慮する。

□活動開始前に検温する等健康観察を行い、体調の悪い生徒は参加させない。

- 熱中症予防に十分に留意し、状況によっては活動を中止するなど、生徒の健康状態に気をつけながら実施する。**
- 対外試合等については、当面の間は群馬県内を範囲とする。**
- 部活動で使用する用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしない。
なお、活動前及び終了後には、必ず手洗いを行う。
- 体育館や武道場、教室等の屋内で活動する場合は、十分な換気を行う。
- 体育館等で複数の部活動が同時に活動することで、多くの生徒が密集することが予想される場合は、時間帯を分けるなどの配慮をする。
- 教室等で活動する場合は、教室を分けたり、できる限り生徒同士の間隔をとったりするよう配慮をする。
- 校庭で行う部活動についても、生徒が密集することを避けるよう練習方法を工夫する。
- 近距離での会話や声掛け等を避けるために、練習方法やミーティングの方法を工夫する。
- 部室等の利用については、短時間、少人数での使用とする。

■その他の健康・安全指導

熱中症予防について

- 新型コロナウイルス感染防止も重要であるが、より命の危険に直結する熱中症予防対策を優先するという意識をもって対応する。
- マスクを着用している状態では、熱中症のリスクが高まる心配があるため、児童生徒の様子を十分観察し、気象の状況や児童生徒の様子などから、熱中症が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外させる。その際は、換気や児童生徒の間に十分な身体的距離を保つことや、咳エチケットの徹底等を指導する。
- マスクを着用している状態では、体温の上昇等が普段よりも起こりやすいと考えられるため、エアコンの適切な使用について十分配慮する。
- 自分の体調や気象状況に応じて、衣服の調整や水分補給などが適切にできるよう、必要に応じて児童生徒に声をかける。

災害への対応について

- 年度当初に避難訓練等の実施ができていないため、地震や火災が起きたときの行動等について、発達段階に応じて指導を行う。
特に、避難の際は「密」を避けることよりも、命を守る避難行動の方が重要であることを理解させる。

いじめや偏見等の防止

- 感染者、濃厚接触者、医療従事者等、また、その家族等に対する誤解や偏見に基づく差別につながるような言動、「距離をとる」ことを理由とするようないじめなどは、断じて許されないものである。新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識について、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別、いじめ等が生じないようにする。

■家庭へのお願い

登校時

- 毎朝検温し、体温、咳、風邪症状などを「健康観察カード」等に記入し、サイン又は捺印する。
- 体温が高い（37度以上又は平熱+0.5度以上）、咳が出るなど、風邪の症状がある場合は、登校させない。
- 家族の検温も実施し、健康状態にも気をつけ、発熱や風邪の症状があるなど、体調が悪い家族がいる場合は、学校に相談の上、状況によっては登校を控えさせる。この場合は欠席扱いとはしない。
- ハンカチやタオル、給食用ナプキンなどは洗濯したものを毎日持たせる。
- マスクは必ず持参させる。（マスクの色やデザインなどは指定しない）ただし、熱中症の心配があるときは、マスクを外してもよい。その場合は、人との身体的距離を十分に確保する。
- 換気のため窓を開けることが多くなることや熱中症のリスクを考え、気温等によって調節できる服装を用意する。

生活の中で

- 帰宅後はすぐに石けんによる手洗いをするなど、家庭でも「新しい生活様式」を実践する。
- 適度な運動、適切な睡眠時間、バランスのよい食事で抵抗力を高める。

その他

- 今後の学校の教育活動を実施する上で、健康上の不安がある場合は、主治医等に相談した上で、対応について学校と確認する。
- 児童生徒や同居の家族が濃厚接触者となった、またはPCR検査を受けることになったときは、必ず学校へ連絡する。(休日の場合は市役所☎46-1111)**

■教職員の感染防止

- 教職員についても、毎朝出勤前に検温を行い、発熱や風邪症状がある場合は出勤しない。
- 日常生活において、マスクの着用や手洗いなどの感染予防をこまめに行うなど、感染防止の取組を今後も継続して行う。
- 校長は、発熱・風邪等の症状による体調不良の教職員（本人や同居の家族）がいる場合や、教職員が濃厚接触者であることが確認された場合には、必要に応じて関係諸機関と相談したり、自宅待機や医療機関の受診等を速やかに指示したりするなど、早急な対応を行う。
- 感染拡大地域に通勤していたり、その地域から帰省等していたりする家族がいる場合には、その家族の体調等にも留意し、心配がある場合には校長に報告し、指示を仰ぐ。

■児童生徒や教職員が感染した場合や感染が疑われる場合の対応

- 児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。その場合、出席停止として扱う。

- 児童生徒や教職員の陽性が確認された場合は、市や県の衛生部局と連携して、専門的立場からの指導・助言を受けながら、状況に応じた判断（閉鎖等とするか、その場合、措置の期間など）や対応（教室や当該児童生徒が活動した範囲の物品等の消毒など）を行う。
- 感染した児童生徒は、桐生保健福祉事務所（桐生保健所）の指示に従って静養し、PCR検査で陰性となるまでは出席停止とする。教職員も同様とし、PCR検査で陰性となるまでは出勤を認めない。
- 児童生徒が濃厚接触者となった場合は出席停止とする。出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間とする。また、その児童生徒の所属する学級及び部活動について、学級閉鎖及び活動停止とするなどの対応を検討する。
- 感染者や濃厚接触者となった児童生徒やその家族についての情報の取扱いについては細心の注意を払い、偏見やいじめなどが起きないようにする。
- 教職員が濃厚接触者となった場合には、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間出勤を認めない。

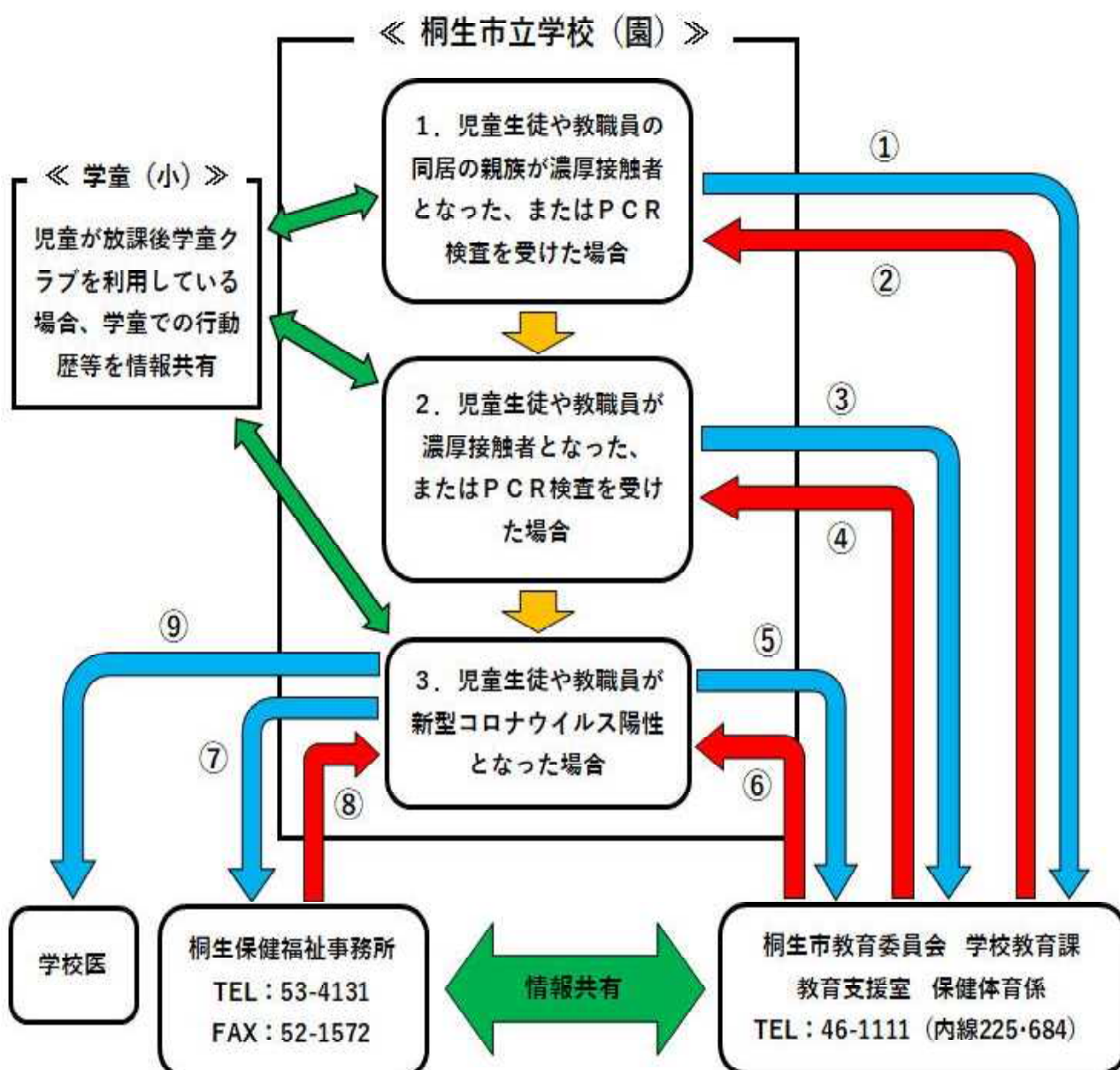
桐生市立学校（園）において新型コロナウイルス感染者（濃厚接触者）等が発生した場合の連絡・対応について 【9月8日現在】

桐生市教育委員会

標記の件について、

1. 児童生徒の同居の親族が濃厚接触者となった、またはPCR検査を受けた場合
2. 児童生徒や教職員が濃厚接触者となった、またはPCR検査を受けた場合
3. 児童生徒や教職員が感染者となった場合

それぞれの段階に応じた各学校（園）での初期対応について、フロー図にまとめましたので、御活用ください。



【1. 児童生徒や教職員の同居の親族が濃厚接触者となった、またはPCR検査を受けた場合】

①	学校(園) → 市教委
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や教職員の同居の親族が、濃厚接触者となった、またはPCR検査を受けたことを報告。 ・同居の親族が受けるPCR検査の日程、検査結果等を報告。
②	市教委 → 学校(園)
	<ul style="list-style-type: none"> ・親族のPCR検査の日程、検査結果等について、報告を依頼する。 ・今後、濃厚接触者に特定される場合があるため、事前に当該児童生徒や教職員の学校(園)での行動歴等についてメモに残しておくよう依頼する。 ・小学校において、放課後学童クラブを利用している児童が、濃厚接触者となる疑いがある場合、学童での行動歴や接触者等について、学童担当者と情報共有を図るよう依頼する。 ・<u>行動歴等について、現時点での記録は必要ないが、親族がPCR検査で陽性となった場合、児童生徒等または教職員が濃厚接触者となった2日前からの行動歴等が必要となることを伝える。</u> ・親族のPCR検査の結果が出るまで、児童生徒は「出席停止」。教職員は「出勤を控えてもらう」ことを確認する。その際のサービス対応は「特別休暇」。 ・PCR検査で陰性だった場合、翌日から児童生徒は「登校(園)可」。教職員は「出勤可」。 ・親族が外科的手術等の前のPCR検査を受ける場合は、登校・出勤して差し支えない。

【2. 児童生徒や教職員が濃厚接触者となった、またはPCR検査を受けた場合】

③	学校(園) → 市教委
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や教職員が濃厚接触者となった、またはPCR検査を受けたことを報告。 ・PCR検査の日程、検査結果等を報告。
④	市教委 → 学校(園)
	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査の日程、検査結果等について、報告を依頼する。 ・陽性者との接触歴、学校(園)での行動歴等についてメモに残しておくよう依頼する。 ・小学校において、放課後学童クラブを利用している児童が、濃厚接触者となった場合、学童での行動歴や接触者等について、学童担当者と情報共有を図るよう依頼する。 ・<u>※発熱等の体の不調が始まった日の2日前、または、無症状であっても濃厚接触者となった日の2日前からの行動歴等について、5月19日付け通知「新型コロナウイルス感染症(感染疑い・濃厚接触者)報告書の様式【改訂版】の送付について」に添付した様式1・様式2を参考に記録をとっておくよう依頼する。</u> ・PCR検査で陰性だった場合でも、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間、児童生徒は「出席停止」。教職員は「出勤を認めない」ことを確認する。その際のサービス対応は「特別休暇」。 ・<u>☆濃厚接触者ではないが、風邪症状等により医師の勧めでPCR検査を受けることになった場合、または、体調に不安を感じ、個人的にPCR検査を受けることになった場合、結果が出るまで児童生徒は「出席停止」。教職員は「出勤を控えてもらう」ことを確認する。その際のサービス対応は「特別休暇」。</u> → PCR検査で陰性だった場合、風邪症状等がなく体調面に心配がないことを前提に、翌日から、児童生徒は「登校(園)可」。教職員は「出勤可」。 ・濃厚接触者ではないが、外科的手術等の前にPCR検査を受けることになった場合は、上記の☆と同様に対応する。

【3. 児童生徒や教職員が感染者（PCR検査で陽性）となった場合】

⑤	学校（園） → 市教委
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒や教職員が感染者（PCR検査で陽性）となったことを報告。 ・ 詳細について、メモ（様式1・様式2）した内容等をメール等で報告。 ・ 桐生保健福祉事務所（以下、桐生保健所）から受けた指導助言の内容を報告。
⑥	市教委 → 学校（園）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染状況について、桐生保健所及び学校医に報告し、指導を仰ぐよう指示する。 ・ 6月24日付け通知「学校における新型コロナウイルス感染症対策について（6月19日改訂版）」に添付した報告様式の提出を依頼する。 ・ 臨時休業等の措置について、桐生市対策本部で検討し、指示する。期間については、学校（園）の消毒及び桐生保健所による濃厚接触者の特定が終わるまで（2～3日）を一つの目安とし、それ以降の休業の延長等は、別途協議し、追って連絡することを伝える。 ・ 臨時休業等の措置について、報道提供される前に、必ず保護者へ周知（各校のふれあいメール、保護者宛通知等）するよう指示する。 ・ 児童生徒は、PCR検査で陰性となるまで「出席停止」、教職員は「出勤を認めない」ことを確認する。その際のサービス対応は「病欠休暇」。
⑦	学校（園） → 桐生保健所
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者の行動歴等について報告し、指導助言を受ける。
⑧	桐生保健所 → 学校（園）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の消毒、濃厚接触者の特定など、調査への協力を依頼。
⑨	学校（園） → 学校医
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者及び感染状況について報告し、指導助言を受ける。

【4. その他（追記）】

- ※ 濃厚接触者の目安 : 新型コロナウイルス感染者の発症前2日～欠席するまでの期間に、その感染者と、必要な予防策なしで、1m以内で15分以上接触した人。
- ※ 濃厚接触者の特定及び当事者への連絡等については、桐生保健所から各学校（園）に対して、行動歴等の情報と児童生徒名簿等の提供依頼があり、桐生保健所が直接、当事者へ連絡を入れるので、各学校（園）から、濃厚接触者の特定及び報告を保護者に連絡することはありません。
- ※ 桐生市教育委員会では、児童生徒や教職員が感染者となった場合、桐生市対策本部会議にて、臨時休業の期間や実施方法等について検討し、各学校（園）にお伝えします。
また、東部教育事務所や桐生市みどり市学校保健会会長からも指導・助言をいただき、各学校（園）にお伝えします。

■本ガイドラインで想定している国及び県の基準

桐生市の9月1日現在の状況については、県の警戒度が2に引き上げられたものの、学校の教育活動については警戒度1の時点と同様の対応としていること、また群馬県が感染観察都道府県に相当し、新規感染者は確認されているものの、感染拡大注意都道府県の基準に達していないこと、さらに、「新型コロナウイルス感染症分科会提言」（衛生管理マニュアルP.14参照）における分類などから、学校の行動基準の判断となる地域の感染レベルとしては「レベル1」に相当すると考えます。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動、短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に、学級内で最大限の間隔を取る	収束局面ではリスクの低い活動から徐々に実施。拡大局面では、感染リスクの高い活動を停止。	リスクの低い活動から徐々に実施、教師による活動状況確認の徹底
レベル1	1mを目安に、学級内で最大限の間隔を取る	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

※群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」の警戒度は、8月15日に「警戒度2」になりましたが、県立学校については通常登校を継続することになっています。